

平成 26 年度厚生労働省税制改正要望について

平成 26 年度の厚生労働省による税制改正の要望事項の内容のうち、主要な内容をご紹介します。

※出典：厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000018822.html>)

財務省ホームページ (<http://www.mof.go.jp/index.htm>)

●社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置が存続されるように要望されました。

●医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置が存続されるように要望されました。

●医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設〔相続税、贈与税〕

持分あり医療法人の出資者の死亡によって相続が発生する等により医業の継続に支障をきたすことのないよう、期限（最長3年間）を定めて一定の要件（相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。）を満たす持分なし医療法人への移行を進める医療法人について、次の内容の要望をしました。

- ①移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、移行期間内に、相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。
- ②相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄をした場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。

●社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し〔法人税、法人住民税、事業税〕

救急やへき地医療の実績が要件である社会医療法人について、周辺環境の変化でその要件を満たさなくなり、認定が取り消された場合等に、認定取消のあった事業年度にそれまでの収益全額を益金算入して一括課税するのではなく、複数年（例えば認定を受けていた年数）に分けて益金算入できる仕組みを創設するように要望しました。

●医療に係る消費税の課税のあり方の検討〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得ることとされました。

<参考> 平成 25 年度税制改正大綱（平成 25 年 1 月 24 日 自由民主党・公明党）（抄）第三 検討事項（90 ページ）

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

（担当：藤澤 文太）